

議員提出議案第4号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和3年7月30日提出

提出者	中間市議会議員	柴田 広 辞
賛成者	〃	堀田 克 也
〃	〃	小林 信 一
〃	〃	柴田 芳 信
〃	〃	中尾 淳 子
〃	〃	下川 俊 秀

(提案理由)

中間市議会議員の定数削減に伴い、常任委員会である市民厚生委員会の委員定数を改正するものです。

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例（昭和42年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項市民厚生委員会中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(4) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 5人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(4) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 6人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>